

販売事業者各位

●販売通知書（液石法 14 条書面）に係る留意事項について

一般消費者等（家庭・業務用）と販売契約を締結する際に交付する販売通知書（14 条書面）について、その内容に「L P ガス供給契約解除の時の L P ガス設備撤去と買取り時の計算方法について」の記載がありますが、現在、税制改正により減価償却資産については償却可能限度額及び残存価額が廃止され、1 円まで償却することとされております。

つきましては、万一、一般消費者等との「契約解除」に伴い買取り価格の計算が生じる際には、ご面倒でも下記部分をご確認いただき、改正前の計算方式が記載されている場合にはご留意いただきますようお願い致します。

（計算式に「1 円」の記載がある場合はそのまま構いません。）

〔当協会版の販売通知書の例〕 3 頁の 9

「L P ガス供給契約解除の時の L P ガス設備撤去と買取り時の計算方法について」  
「(2) ロ」の計算式

$$\text{償却額累計} = (\text{設置時総費用} - \text{10\%残存額}) \times \text{償却率 } 1/15 \times \text{経過月数} / 12$$

↓ 改正後

$$\text{償却額累計} = (\text{設置時総費用} - \underline{1 \text{円}}) \times \text{償却率 } 1/15 \times \text{経過月数} / 12$$

「※3」の計算例

〔例〕 設置時総費用 100,000 円の当社（店）所有の設備を 10 年後にお客様が買い取りする場合

$$100,000 - \{(100,000 - \cancel{100,000 \times 0.1}) \times 1/15 \times 120/12\} = 40,000$$

↓ 改正後

$$100,000 - \{(100,000 - \underline{1}) \times 1/15 \times 120/12\} = 33,334$$

以上

[液化石油ガス（LPガス）販売通知書] 3頁の9

税制改正により、LPガス販売契約の解除に伴いお客様が設備の買取りを希望する場合の譲渡金額（時価相当額）は下記の通りとなります。

「9 LPガス供給契約解除の時のLPガス設備撤去と買取り時の計算等について」

「(2) イ」の計算式

時価相当額 = 設置時総費用 - 償却額累計 (⇒変更なし)

「(2) ロ」の計算式

償却額累計 = (設置時総費用 - ~~10%残存額~~) × 償却率 1/15 × 経過月数/12

↓ 改正後

償却額累計 = (設置時総費用 - 1円) × 償却率 1/15 × 経過月数/12

「※3」の計算例

[例] 設置時総費用 100,000 円の当社（店）所有の設備を 10 年後にお客様が買取りする場合

100,000 - { (100,000 - ~~100,000 × 0.1~~) × 1/15 × 120/12 } = 40,000

↓ 改正後

100,000 - { (100,000 - 1) × 1/15 × 120/12 } = 33,334

以上